

一般社団法人産業環境管理協会役員人事取扱等規程

平成22年4月19日

22環規第 6 号

(総則)

第1条 一般社団法人産業環境管理協会（以下「協会」という。）の常勤役員（以下「役員」という。）の人事の取扱い、基準報酬、賞与及び退職手当は、この規程の定めるところによる。

(報酬等)

第2条 役員の基本報酬等月額、就任した役職に応じ、その者の能力、経験その他を勘案するとともに、協会経営内容並びに類似他団体の役員報酬及び一般社会情勢等を考慮して次の各号に定める範囲内で会長が定めるものとする。

- 一 専務理事 国家公務員指定職俸給表4号相当
- 二 常務理事 国家公務員指定職俸給表1号相当
- 三 理事 国家公務員行政職俸給表10級21号俸相当

(報酬の支給日及び支給方法)

第3条 報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、支給日が休日に当たるときはその前日とし、この日が金融機関の休業日に当たるときは支給日の前々日とする。

2 前項の支給日に支給する報酬等は、当月分の報酬等とする。

3 報酬は、法令に基づきその報酬等から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接役員に支給する。ただし、役員から希望があったときは銀行送金等によることができる。

(地域調整手当)

第4条 東京都区部において勤務する役員に、地域調整手当として、基本報酬等月額の100分の6に相当する額を支給する。

(通勤手当)

第5条 役員が勤務のため交通機関を利用する場合には、通勤手当を支給する。

2 通勤手当の額は、協会職員給与規程第17条の規定の例による。

(賞与)

第6条 賞与の支給額は、協会役員賞与支給細則により会長が定める。

(賞与の支給日及び支給方法)

第7条 賞与の支給日は、6月10日及び12月10日とする。ただし、支給日が休日に当たるときはその前日とし、この日が金融機関の休業日に当たるときは支給日の前々日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず必要に応じ賞与を3月に支給することができるものとする。
この場合の賞与の支給日は3月15日とする。ただし、支給日が休日に当たるときはその前日とし、この日が金融機関の休業日に当たるときは支給日の前々日とする。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、会長はその支給日を変更することができる。
- 4 賞与は、法令に基づきその賞与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接役員に支給する。ただし、役員から希望があったときは銀行送金等によることができる。

(日割計算)

第8条 次の各号の場合は、勤務1日当たりの報酬の額を日割計算によって支給する。

- (1) 新たに報酬を受けることとなり又は報酬の額に変更があった場合
- (2) 役員が退職し又は死亡した場合

- 2 前項に規定する勤務1日当たり報酬の額は、報酬の額を当該月における日曜日以外の日数で除した額とする。
- 3 第1項の各号に掲げる場合の賞与の額は、協会役職員賞与支給細則の定めるところによる。

(処分)

第9条 役員が協会倫理規程の定めに関し、又は職務上の業務を怠ったと認められる場合若しくは重大な不徳行為のあった場合には、その軽重に従い協会職員就業規則第31条の例により処分を行なう。

- 2 役員が故意又は重大な過失によって協会に損害を与えたときは、前項の規定による処分を行なうほか、損害の全部又は一部を賠償させることがある。

(定年)

第10条 役員の定年は、つぎの各号に定める。

- (1) 役員の定年は65歳とする。
- (2) 常勤の会長の定年は特別な事情があるときは70歳に達するまでとすることができる。
- (3) 非常勤の会長の場合は、新任者については75歳を超えて、再任者については80歳を超えては選任しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、総会又は理事会が、協会の適確・適正な業務運営の確保の観点から必要と認めた場合は定年を延長することができる。

(退職手当)

第11条 役員が退任又は死亡した時は退職手当を支給する。

- 2 退職手当の算定の基礎となる在任又は在職期間の計算は、役員として選任又は採用された日の属する月から、退任、退職又は死亡した日の属する月までの月数によるものと

する。

- 3 退職手当の額は、役員として在任した期間（通算月数）に退任（死亡）した時の基本報酬等月額に100分の12.5以下の範囲内で会長の定める割合を乗じて得られる額とする。
- 4 退職手当の支給時期は、特別な事情のある場合を除き、原則として支給事由の発生した日から3箇月以内とする。
- 5 退職手当の支給対象者は、役員が退任又は退職したときはその者とし、役員が死亡したときはその遺族とする。なお、遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条の規定を準用する。また、遺族が退職手当を受けようとするときは、戸籍謄本及び住民登録謄本等遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

（慰労金）

第12条 役員の内任又は在職期間が10年を超えて退任、退職又は死亡したときは、10年を超えた年数分については、必要に応じ会長の定める慰労金を前条に定める退職手当に加算して支給することができる。

（端数の処理）

- 第13条 第8条第2項の規定による報酬等の計算において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、四捨五入するものとする。
- 2 この規程の定めるところによる退職手当及び慰労金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

（退職金支給制限）

第14条 役員が下記の各号の一に該当する場合には退職金の全部又は一部を支給しないことができる。

- （1）協会定款第26条の規定により解任された場合
- （2）禁固以上の刑に処せられた場合
- （3）協会倫理規程に反する行為を行った場合

附則

- 1 この規程は、平成22年4月19日から適用する。
- 2 社団法人産業環境管理協会役員報酬等規程（昭和49年7月5日49公規第24号）、社団法人産業環境管理協会役員人事取扱規程（報酬）（平成14年10月1日14環規第9号）及び社団法人産業環境管理協会役員人事取扱規程（定年）（平成14年10月1日14環規第10号）は廃止する。
- 3 退職金計算の経過措置として、平成22年3月31日までの期間については、廃止前の社団法人産業環境管理協会役員人事取扱規程（報酬）（平成14年10月1日14環規第9号）の附則に基づき従前の支給率を適用する。

附則（平成24年3月30日 23環規第21号）

この改正規程は、平成24年4月1日から適用する。

附則（平成25年4月1日 25環規第1号）

この改正規程は、一般社団法人産業環境管理協会設立の登記をした平成25年4月1日から施行する。